資料１８

令和８年 10 月 28 日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

プラスチック資源循環促進法（３２条）による再商品化委託で市町村等が負担するコストについて

（１） 市町村等が負担する製品プラ等の再商品化費用は、協会が定める市町村委託単価に製品プラ等の引取実績量を乗じて計算します。以下の１）、２）を合計したものが市町村委託
（２） 単価となります。

１）入札によって決定する再生処理費用（落札単価）
市町村等、保管施設ごとで単価が異なります。２月下旬に落札単価を通知いたします。
２）プラスチック資源循環促進法（３２条）により発生する協会経費単価
協会で発生する費用の中から、プラスチック資源循環促進法（３２条）に関わる経費を抜き出し、製品プラ等の申込見込量で除したものが単価となります。

※ プラスチック資源循環促進法（３２条）における容リプラのうち、小規模事業者分（市町村負担分）の再商品化に係る費用については、市町村負担となります（市町村負担分を申込まない場合は発生しません）。

（２）市町村等が負担する委託単価の計算式は以下のとおりです。

●令和９年度の委託単価の計算方法

市町村委託単価 ＝ 再商品化事業者落札単価（製品プラ等）（令和９年２月下旬に決定） ＋ 協会経費見込（製品プラ等分）（↓製品プラ等経費単価） ／ 市町村からの製品プラ等の申込見込量（６月調査）

特定事業者再商品化実施委託単価 ＝ （市町村からの申込見込量（６月調査）（↓容リプラのみ） × 再商品化事業者見込委託単価（落札単価予測・過去実績）（↓容リプラのみ） ＋ 協会経費見込（容リプラ分）（↓容リプラ経費単価 協会経費から製品プラ等除く）） ／ 特定事業者と市町村（小規模事業者分）からの再商品化委託申込見込量（↑容リプラのみ）

↑令和８年 10 月に決定
※市町村（小規模分）も同じ単価

（３）プラスチック資源循環促進法（３２条）により発生する協会経費単価の考え方

令和９年度の特定事業者の再商品化実施委託単価（容リプラ）及び市町村の協会経費単価（製品プラ等）は、令和８年１０月２７日（火）開催の当協会理事会において機関決定される予定です。そのため本資料では、令和９年度協会経費単価の考え方のみお知らせいたします。なお、正式な再商品化実施委託単価及び協会経費単価は理事会終了後、改めてご通知させていただきますので、よろしくお願いします。

●製品プラ等経費単価の計算方法

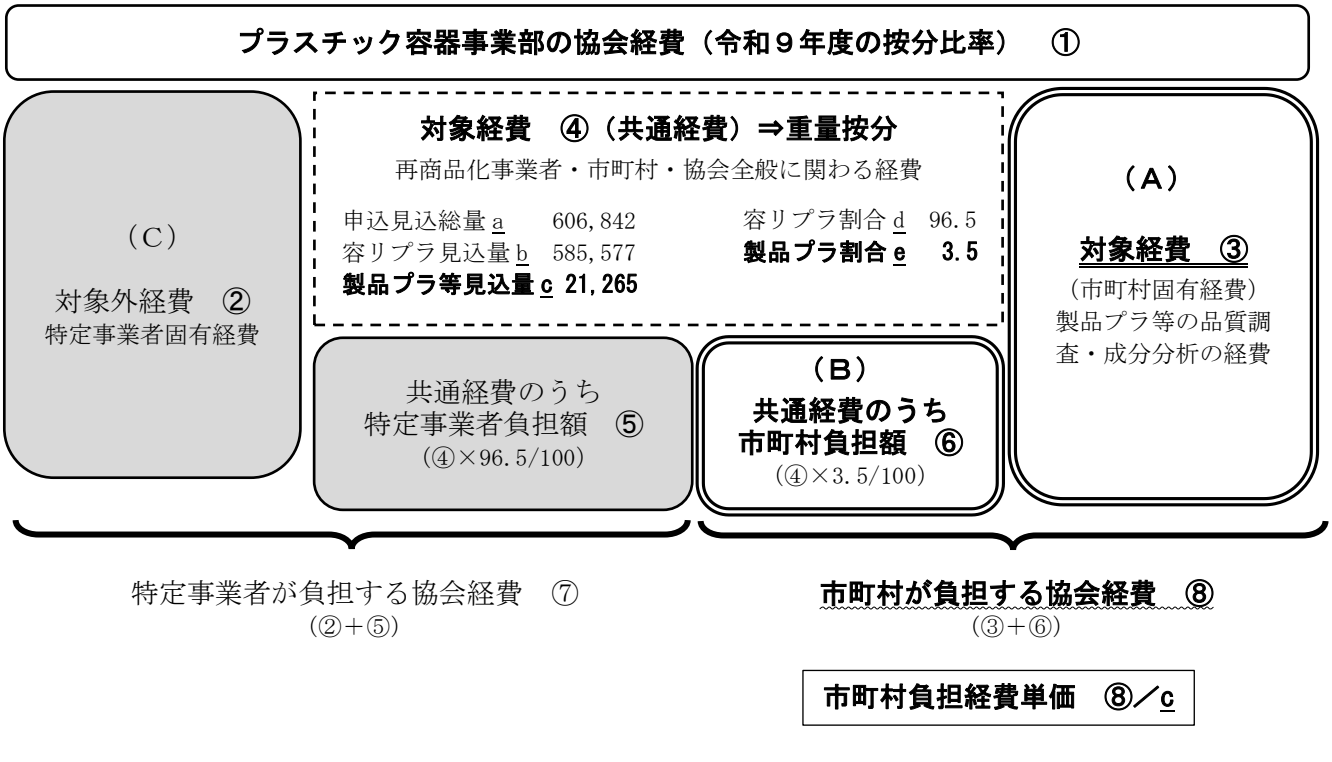
１．市町村等が負担する経費については、まず分別収集物を再商品化することにより追加的に発生した明確な区分が可能な費用(分別収集物の品質調査や再商品化製品等の分析に係る経費)を「市町村固有経費」(A)とします。(A)は容リプラのみでは発生し得なかった費用であるという考え方に基づきます。
次に、分別収集物の再商品化で発生する明確な区分が不可能な費用を「共通経費」とし、そのうち市町村負担分として製品プラ等の重量比率で按分したものを「共通経費のうち市町村負担額」(B)とします。

２．(B)として市町村等が令和９年度に負担する費用は、令和９年度のプラスチック容器事業部の協会経費予算から「市町村固有経費」(A)と分別収集物の再商品化に直接関係のない経費（特定事業者に関わる経費）(C)を除いた額を、６月に実施した協会調査により把握した容リプラと製品プラ等の申込見込量に対する製品プラ等の重量比で按分した額とします。
以降、Ｎ年度に負担する(B)は、(N)年度のプラスチック容器事業部の協会経費予算から製品プラ等の再商品化に直接関係のない経費（特定事業者に関わる経費）(C)と「市町村固有経費」(A)を除いた額を、容リプラと製品プラ等の申込見込量に対する製品プラ等の重量比で按分した額とします。
(A)として市町村が令和９年度に負担する費用は、令和８年度の上期実績と下期見込の合計額とします。
以降、Ｎ年度に負担する(A)は、(N-1)年度（前年度）の上期実績と下期見込の合計額とします。

３．令和９年度の協会経費見込（製品プラ等分）は上記(A)+(B)となります。この費用を令和８年６月に調査した「市町村からの製品プラ等の申込見込量」で除したものが令和９年度の製品プラ等経費単価となります。以降、Ｎ年度に負担する協会経費見込（製品プラ等分）は上記(A)+(B)であり、この費用を（N-1）年６月に調査した「市町村からの製品プラ等の申込見込量」で除したものがＮ年度の製品プラ等経費単価となります。
ただし「市町村固有経費」(A)に関しては、令和９年度の実績費用と令和９年度予算で市町村が負担した費用に差額が発生した場合は原則として令和 11 年度の単価で過不足を調整いたします。以降、令和Ｎ年度の実績費用と令和Ｎ年度予算で市町村が負担した費用との差額は原則として令和（N+2）年度の単価で過不足を調整いたします。

＜参　考＞

令和９年度プラスチック容器事業部の協会経費総額を特定事業者と市町村に負担する考え方



以上